

令和元年度第2回 市民参加制度審査会 会議録

日時 令和元年8月5日(月)

9時00分～11時00分

場所 逗子市役所5階 第2会議室

出席者 出石 稔会長 川戸裕佑副会長 石田晴美委員 牧瀬 稔委員
吉原和行委員

欠席者 安達 健委員

事務局 市民協働部 石井 聡次長
市民協働課 中川公嗣係長

(配布資料)

- ・令和元年度第2回市民参加制度審査会次第
- ・審査・評価票

【市民協働部・石井聡次長】 それでは改めまして、おはようございます。

令和元年度会第2回目の逗子市市民参加制度審査会を開会いたします。

本日の出席者は定数6名に対して5名の出席をいただいております、過半数を超えておりますので、逗子市市民参加条例施行規則第9条第5項の規定に基づき、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日は、評価案件17件、報告案件13件の全部で30件を予定してございます。

それでは、会長よろしくお願いたします。

【出石稔会長】 続きなのですぐ始めます。

どうぞ、1番、納税課お願いします。

【山田悟史課税課長】 今回、この市税条例の改正につきましては軽自動車税の減免規定の整備、もう一つ、課税課の所管であります軽自動車税環境性能割の創設に伴う環境性能割の課税免除の規定の整備及び法人市民税の法人税割の引き下げにつきまして、この市税条例改正の中で同様に手続きをいたしましたので、こちらにつきまして一括してご説明をさせていただきます。

こちらの事案につきましては、市民参加手続きを計画どおり実施いたしました。平成30年「広報ずし」7月号及びホームページに市民説明会開催記事を掲載し、8月4日土曜日午前10時から11時、市役所5階会議室において市民説明会を開催いたしました。参加者はなしでした。

パブリックコメントは8月21日から9月20日までの31日間、市内各施設へ資料を配架し、市ホームページへも掲載をいたしました。意見の提出はゼロ件となり、結果につきましては各施設及びホームページにより公表をいたしました。

なお、この条例の改正案につきましては平成30年市議会第4回定例会に提案し、11月16日に議決をいただいております。

以上で、説明を終わります。

【出石稔会長】 では、1番につきまして、評価案件です。ご意見等がありましたらお願いいたします。

なかなか税条例は、本当は市民に影響があるものですが余り意見もないですね。

やむを得ないことだと思いますが、よろしいでしょうか。

では、手続きとしての評価は適当といたします。

【出石稔会長】 2番、お願いいたします。

【山田悟史課税課長】 では続きまして、市税条例の一部改正、中小企業の設備投資を後押しする固定資産税の特例の創設についてご説明いたします。

本事案につきましては、市民参加手続きを計画どおりに実施をいたしました。ホームページ及び市広報板に市民説明会開催案内を掲示いたしまして、3月23日金曜日、午後7時から8時に市役所5階会議室において市民説明会を開催いたしました。参加者はなしでした。

パブリックコメントは4月2日から5月1日までの30日間、市内各施設へ資料を配架、市ホームページへの掲載をいたしました。意見の提出はゼロ件であり、結果につきましては各施設及びホームページにより公表しております。

なお、この条例の改正案につきましては平成30年市議会第2回定例会に提案し、6月22日に議決をいただいております。

以上で、説明を終わります。

【出石稔会長】 これ、影響がある方は市にどれぐらいいるんですか。軽自動車を持っている人。

【山田悟史課税課長】 この事案につきましては、対象になるのは中小企業の事業者さんということになりますので、市内に店舗なり事業所なりを持たれている事業者さんということになります。

【出石稔会長】 それで、軽自動車を持っているということですか。

【山田悟史課税課長】 これは、今のは中小企業の設備投資の改正です。

【出石稔会長】 今、2番。

【山田悟史課税課長】 2番、そちらのほうです。失礼いたしました。

【出石稔会長】 みんな同じところをあけている、ごめんなさい。ちょっと、もう一回戻って。

今のは、中小企業の設備投資の説明だったのですね。

【山田悟史課税課長】 はい、そうです。

【出石稔会長】 ちょっと行けないから、今4番をやしましょう。

同じような市税条例の関係なので、ほぼ一緒といえば一緒なのですが、一応4番、中小企業の設備投資は今の話だと、中小企業に対しての固定資産税の特例についての改正ですね。パブリックコメント、説明会とも参加者ゼロ。

4番についていかがでしょうか。よろしいですか。

では、4番は適当といたします。

では、戻って2番、軽自動車の案件をいいですか。法人市民税のほうをやりますか。どちらですか、説明してください。課税課さんは3つありますね。

【山田悟史課税課長】　そうです、はい。

【出石稔会長】　1個終わったんです4番。あと、2番と3番があるのですが。

【山田悟史課税課長】　すみません、2番と3番につきまして、先ほどのご説明で…。

【出石稔会長】　一括したわけですか。

【山田悟史課税課長】　一括してご説明いたしました。

【出石稔会長】　あれは一括だったわけね。一括と言ったような気はしたけど、説明はまとめたとわからなかったの。

【課税課・小幡浩一副主幹】　失礼いたしました。一括で説明させていただきました。

【出石稔会長】　よろしいですか、委員の皆さん。内容は一緒なんですけれども。

わかりました。大変失礼しました。それでいったらわかるんです。説明が一括と言えば。結構です。ありがとうございました。

【出石稔会長】　5番が飛んで6番ですよ。

【石井聡市民協働部次長】　6番の障がい福祉課を今、呼んでいます。

【出石稔会長】　6番から、結構ありますね、12番まで障がい福祉課。

【石井聡市民協働部次長】　はい、そうです。7件、障がい福祉課です。

【出石稔会長】　予定どおりだとすると、あと10分以上来ないんですよ。

【石井聡市民協働部次長】　はい。ただ、少し前に。先にやりますか。

【出石稔会長】　市民協働課の報告案件、少しでもやっていますか。

【石井聡市民協働部次長】　わかりました。

【出石稔会長】　皆さんいいですか、それでも。

【委員一同】　はい。

【石井聡市民協働部次長】　そうしましたら、38番、総務課の報告案件になります。

行財政改革基本方針の策定というところで、こちらについては平成30年度いっぱいで行財政改革基本方針が最終年度を迎えることになりましたので、次期のこの基本方針の策定を予定しておりましたが、少しやり方の面で変更したかったというのが一つと、それから、30年

12月に新市長が就任されまして、その施策を反映するという事で、年度内に行政案を作成することができなかったということになりましたので、30年度中の市民参加ができなかったということで、先送りになっています。

新年度に入りまして、31年4月過ぎて行政案をまとめ、1つ目の市民参加手法である行財政改革推進懇話会を開いていく、で、審議いただくことと、それから6月にパブリックコメントを実施しまして、この後、8月中旬までに少しおくれてなんですけれども、新たな新基本方針として策定する予定でございますので、評価をしていただくことが、これはできなかったという案件になります。

こちらが38番です。

【吉原和行委員】 添付資料と書いてあるんですけれども、添付ありますか。

【石井聡市民協働部次長】 いえ、これはこれだけ。

【出石稔会長】 これはもともと審査用の用紙で、今日は評価を受けられにという。

【石井聡市民協働部次長】 そうです。これでどんな案でやったとか、何件意見が出たというのは次の年度の中で行う予定になります。そう意味では、本来はここで評価案件として上がってくるはずのものが時期が遅れたので、まだそこまで整っていないという状況です。遅れたことの報告です。

【出石稔会長】 38番以降の市民協働課が代理で報告するのは、いずれもさまざまな事情で本来ならば平成30年度に市民参加を行った結果を、今日評価する予定でしたけれども、実施をしていないので、今後取り組んでいった結果が来年度の報告に出てくる。それについての実施していないという理由の説明ということですよ。

【石井聡市民協働部次長】 はい。あるいは実施しているけれども、もう今年度にやっているものということです。

【出石稔会長】 そういうことですよ。ということでいいですね、38番以降は。

【石井聡市民協働部次長】 はい。

【出石稔会長】 今、38番は総務課の2件。

【石井聡市民協働部次長】 はい。行財政改革基本と、それから公共施設整備計画、こちらについても平成29年度中に計画策定予定でしたが、財政対策のほうを優先した関係で計画策定がおくれていまして、こちらについても30年度中には計画策定ができませんでした。この31年度、令和元年度に入ってから、今作業をしていますので、市民参加の手続きを経て今年度中に策定予定ですので、次回にはこちらの公共施設整備計画についてもご報告ができるというふうに思

っております。なので、そのほか2件、以上です。

【出石稔会長】 ほかの件もそうなんですけれど、委員の皆さんもこれは確実に確認してください。

市民参加手続きは遅れている。つまりさまざまな事情で平成30年度に実施しなかったという報告なんだけれども、今やっている、あるいは今後やるということですね。中止ではないんですね。この事業自体を中止ということではないんですね。

【石井聡市民協働部次長】 はい。ということではないです。

【出石稔会長】 ということは、条例上の評価の要素はないんだろうけれども、遅れているということ自体、我々多分評価を本来するんだと思うんです、本来ならば。だから、やむを得ないということだと思うのです。市の都合ですから。我々が何で遅れているのか、遅れてはだめだと言えないんですけれども、今の説明に対してもコメントがありましたら。つまり遅れている理由が市長交代に伴う方針の遅れというか、原案の作成の遅れということですよ。

何かございますでしょうか。

【石田晴美委員】 でも、遅れているというご報告だったと思うんですけれども、遅れているというご報告がこの審査用の紙にはどこにも書かれていなくて、でも、報告なのでドキュメントとして備考あたりに何か、遅れているので報告したとか、報告するとか書かれていない。これは後で出たときに、何だったのということになるので、お願いいたします。

【出石稔会長】 そうですね。先ほどの添付がないというのもそうですよね。これだけ見たらそうになってしまいますよね。

【石井聡市民協働部次長】 はい。

【出石稔会長】 今日はこれが資料となっているので、仕様がなくても、38番以降、本来ならばわかるものを1枚つけるとか、追記しておくとかしないと、確かにわからないですね。これだけだったら。

【石井聡市民協働部次長】 わかりました。

【出石稔会長】 議事録には残るかもしれない。それを今後、対応するようにしてください。

【石井聡市民協働部次長】 わかりました。

【吉原和行委員】 これを審議した適切とか、どうするんですか。

【出石稔会長】 出せないんでしょうね。

【吉原和行委員】 出せませんね。

【出石稔会長】 今日は聞きおいたとしか多分ない。来年度で何も欄がないという意見を言う

しかないから、そのときにもっと早くやるべきだったという意見が出るのかもしれないです。

来られていますか。

一旦38は終わったとして。

【石田晴美委員】 38と39ですか。

【出石稔会長】 38です。

【石井聡市民協働部次長】 38番に2件入ってございます。

【石田晴美委員】 はい、わかりました。

【出石稔会長】 戻りまして、障がい福祉課の案件と。

【吉原和行委員】 これは市長が交代というのが主な理由ですか。

【石井聡市民協働部次長】 はい、行革のほうはそうです。

【吉原和行委員】 市長交代にかかわるものというのは、もうたたき台みたいなものは出ているんですよ。

【石井聡市民協働部次長】 はい、それは既に今パブコメが終わったところですので、出ています。

【出石稔会長】 よろしければ障がい福祉課、お願いします。

【石井聡市民協働部次長】 説明は一括で1個ずつ進める形で良いです。実際の参加手続き自体もまとめてやっているのです。

【出石稔会長】 一緒に全部やっている。

【石井聡市民協働部次長】 はい。

【出石稔会長】 この件全部ですか。

【石井聡市民協働部次長】 はい。

【出石稔会長】 そうしたら、要は全部まとめて同じ形で市民参加手続きをやっているということでしたら、やはり一括でよろしいですか。

【委員一同】 はい。

【出石稔会長】 では、お願いします。

【雲林隆継障がい福祉課長】 おはようございます。障がい福祉課の雲林と申します。

それでは、計7本になりますけれども、順に沿ってご説明させていただきます。

最初の、1番目の、重度障がい者医療費助成事業の所得制限導入とありますけれども、こちらにつきましては、もともと神奈川県補助事業をもとに市のほうで重度障がい者のための保

険診療の自己負担分を補助した制度でございます。こちらにつきまして、神奈川県補助に合わせまして所得制限という方について助成の対象外とするという制度の改定をいたしました。それがまず1つ目です。

2つ目に、知的障がい者等雇用報償金の支給事業の見直しとありますけれども、こちらはもともと障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の方を雇用している事業所さんに対して月3万円ということで、事業所さんに対して補助をしていたものをその補助対象の事業所さんを、具体的に申し上げますと法定雇用率が課せられている障害者雇用納付金制度対象事業者さんにつきましては、この雇用補償金の支給対象外としたものです。具体的には常用労働者100人を超える事業者さんについて対象外としました。

3つ目のハンディキャブ運行事業という事業ですけれども、これにつきましては、介護認定されている寝たきりの高齢者の方ですとか、あと身体障がい者、車椅子で生活されているような重度の身体障がい者の方を対象としますハンディキャブという車で移送する事業につきまして、こちら登録者、それから稼働率の低い状況の問題なども考慮しまして、一定の経過措置は周知した上で廃止にしております。

あと、4つ目の重度身体障がい者等日常生活用具給付事業の利用者負担額の変更とありますけれども、こちらにつきましては、例えばストマ用の装具ですとか、視覚障がい者の活字を音読するような、そういった用具ですとか、各障がいの種別に合わせた生活が便利になるような用具の給付につきまして、自己負担、これまで所得階層により細かく23段階に分かれていたものを、国の基準に合わせた形で一律1割負担という。ただ、住民税非課税であるということとか、生活保護対象者については従前どおり無料、自己負担なしということで改正をさせていただきました。

それから、5つ目のストマ用装具購入助成事業で、こちらについてはストマ用装具の助成というのはそもそも、まず日常生活用具、先ほどの給付事業の給付対象がありまして、その所得に応じて従来一定の自己負担について公費で負担するという、そういう制度だったんですけれども、こちら今回今回の財政対策の中、他市との比較によって廃止させていただきました。

あと、6つ目の移動支援事業の利用者負担導入につきましては、こちらは文字どおりそれぞれ身体、知的、精神などの障がいのある方について外出するときいろいろ医療機関ですとか、社会参加するときの移動について、ガイドヘルパーがついて支援するようなサービスですけれども、こちらは今まで自己負担無料としていましたけれども、こちらについても7月から、先ほどの日常生活用具と同様、法定給付と同様に1割負担ということのふうにするような改正を

させていただきました。

最後の訪問入浴サービス事業、こちらも最重度の障がい者の方のご自宅に事業者さんが行って入浴をするというようなサービスで、こちらもこれまで自己負担なしだったんですけども1割負担ということで改正をいたしました。

これらの制度の改正に伴いまして、昨年度まずパブリックコメントを9月4日から10月3日ということで一ヵ月間行いまして、市ホームページ、広報、それから基本的な市の施設のほか、21施設で周知をした上でパブリックコメントをやりました。結果、一番上の重度障がい者医療費助成事業について1件、それからハンディキャブの事業について3件のご意見をいただきました。そちらについてのご意見ですとか市の考え方について、結果の公表はホームページと各基本的な市の施設と21施設で公表させていただきました。

パブリックコメントのほかに3つほどございまして、まずは市の懇話会で逗子市障がい者福祉計画策定等検討会とあります。こちらは法定で定めます市の障がい者施策の計画を策定する検討会のほうで市民メンバーのほか、当事者、それから学識メンバーも含めた15人ということで、メンバーが構成されていますけれども、こちらについて8月21日に、検討会の際にこれらの制度の改正についてご説明をし、ご意見、ご質問などをいただきました。同時に、市民説明会をホームページや「広報ずし」のほうの周知をもとにしまして、同じ8月21日、それからもう一つ土曜日、8月25日ということで開催させていただいて、結局21日のほうは参加する方いらっしゃいませんでしたけれども、25日のほうはお二人参加されて、質疑というか担当説明の後、質問、それから意見もいただいております。

このほかに、さらに補足といいますか、より丁寧な周知ということで障がい者団体のほうにこういった、制度改正が予定されているというご説明とともに、もし、ご意見があれば個別に、市の円卓フォーラムという制度を使いまして、職員がその団体の会合の場に出向いて説明しますというような周知をしましたところ、調査書に記載のとおり逗子市手をつなぐ育成会という、知的障がいの保護者の会のほうでご希望がございましたので、8月31日に説明をさせていただいて、ご意見をいただきました。

これらも同じではありますけれども、基本的には今回の財政対策と、もともと障がい福祉制度につきましては無料ですとか、あと、障害者総合支援法が制定される前にも旧法での認定での自己負担の仕組みというものは引き継いでやっていたものも、利用者負担の適正化ということで新法、今の新しい法律に基づいた1割負担というものだったりですとか、あとは以前は必要だったんですけども、サービスが充実してきて、実際に利用者が少なくなってきたのは廃

止をといたものについて、7件、制度改正をし、今説明させていただいた市の周知をこのたびさせていただきます。

私からの説明は以上となります。

【出石稔会長】 ありがとうございます。

それでは、7つの案件が、今同じ手続きをしたということで話してよろしいですか。これにつきましてご意見等ありましたらお願いします。

【吉原和行委員】 調査書3の一番上の欄が空欄になっているんですけども、実施計画の名称のところ。新たな実施計画に位置づいていますよね。この一連の事業。実施計画の中に位置づけられた事業なんですよ。だったらここは空欄ではなくて記入したほうが良いのではないですか。

【雲林隆継障がい福祉課長】 総合計画実施計画が一番もとの計画で、その個別計画であります障がい者福祉計画の中に入っているものとしては位置づけられておりますので…。

【川戸裕佑副会長】 通常はどのようにしているんですか。

【出石稔会長】 これは先週もあつた議論ですが、まちまちなんです。本来は、どこかの総合計画の項目に当てはまるだろうという考え方が合っています。なので、ほかの部署の関係もあるので委員のご指摘はそのとおりなんですけれども、今回までは仕様がなかなと思います。次回から基本的には入れるようにしたほうが良いと思う。入らないというのがあれば良いけれども、普通は総合計画の最初に実施計画を実現するための個別事業なり個別年度予算なりとか、事務局的にはどうですか。入れられない可能性はあるんでしょうか。

【石井聡市民協働部次長】 総合計画における名称というのは、100%入るんですけども、実施計画といったときにどういう表現で入るのかというのはやってみてなんですが、きちんと体系に位置づけるというのは今のご指摘のとおりだと思いますので、欄の形をどうするかは別として、空欄ではいけないということではできると思います。

【出石稔会長】 あるいはこれ総合計画における名称にすればいいんじゃないですか。

【石井聡市民協働部次長】 それであれば、はい。

【出石稔会長】 別に、条例規則様式ではないでしょうから。要するにどこに当たるのかということ。実施計画自体もなってみれば基本構想に掲げられた柱のどこに当たるかという形でつくっているわけだから、逗子の総合計画は結局リーディング事業を上げているからある意味わかりにくいんです。リーディング事業以外の事業がいっぱいあるわけだから。これは今の委員の意見を踏まえながら、ちょっと来年度でよろしいですか。

【川戸裕佑副会長】 はい。

【出石稔会長】 では、そのようにしましょう。総合計画で良いと思うので。

【吉原和行委員】 もう一つは検討会で、やはり検討会の結果というのはついていないんですけども、いろんな、例えば要望事項、これはおおむね適当ということで結果が出たと推測しますけれども、要望とか何か課題事項、具体的なコメントとか、そういったものは出なかったんですか。というのは、この事業というのはかなり人に優しいという弱者救済のための重要な事業なので、もろ手を挙げて賛成でもないのではないかなと思います。

【雲林隆継障がい福祉課長】 市民説明会のときにも幾つかありました。わかりやすい…。

【吉原和行委員】 検討会の結果はどうなんですかという質問なんです。

【雲林隆継障がい福祉課長】 結果としては、質問が多かったです。それぞれこれを削減だとすることによって…。

【吉原和行委員】 検討会というのは結論を出さない会なのですか。

【雲林隆継障がい福祉課長】 そうですね。懇話会ですので、審議する場というよりは日ごろから意見聴取の場として運営しているものですので、これが良いとか悪いとかということではなくて、質問やご意見を聞くみたいな感じです。

【吉原和行委員】 そうしたら、こういう主な意見を書いて記録に残しておく必要はないですか。

【雲林隆継障がい福祉課長】 議事概要としては残してございます。

【吉原和行委員】 概要版みたいなのをつけてほしかったなど。

【雲林隆継障がい福祉課長】 はい、すみません。

【出石稔会長】 確かにばらばらなただけけれども、中身について文句をつけるわけではないんですけども、どうやって市民参加が流れたかというのは、先ほども言いましたけれども大事なところかな。

【雲林隆継障がい福祉課長】 議事概要を作成していますので、今後はそれは気をつけてつけるようにします。

【出石稔会長】 これはオープンになっているのですか。ホームページとか。

【雲林隆継障がい福祉課長】 ホームページには載っていないですけども、作成して行政文書としていますので、公開請求があればきちんとお出しできるようにはなっています。

【出石稔会長】 オープンにしたらどうなんですか。懇話会は附属機関ではないのはわかるけれども、だから意見の出しっ放しの会ですよ。逗子市の懇話会というのはまとめないという

のが建前だから。それは良いんだけど、やはりそういう意見があったなというのは数は少ないにしても、出していけばこういうのを出せるわけですか、普通に言えば。

【雲林隆継障がい福祉課長】 いずれにしても傍聴の申し出も可能ですし、それはお出しできますので。

【出石稔会長】 これも、今回全体的な取り扱い的な意見になっているところについては、事務局のほうできちんと対応するようにしましょう。次回以降、今回はもう仕様がなくて。

続けてよろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

【石田晴美委員】 お出かけ円卓フォーラムを実施されていますけど、何人ですか。

【雲林隆継障がい福祉課長】 参加された方は13名。

【石田晴美委員】 13名。せっかくですからお書きいただいたほうがいいと思います、今後。

【雲林隆継障がい福祉課長】 わかりました。

【出石稔会長】 これも一緒ですかね、やはりこれもそれなりにどんな意見があったかとかというのはデータ出してもらったほうが良いのではないのかな。

【川戸裕佑副会長】 この7件は全部、要は障がい者の方にはもう少し負担が増えるという話になっているかと思うんですが、対象者は障がい者となっていて、どうもこれは障がい者というよりは障がい者を雇用している事業者のような。その事業者が使うサービスではないかと思うんですけれども。となると、当該事業の主な対象者というのは「障がい者及び障がい者を雇用する者は」といったことになりますか。例えば、7番の雇用補償金のなんかは障がい者というよりは、障がい者を雇用する人が対象者になると思いますし。

【雲林隆継障がい福祉課長】 そうですね、はい。

【川戸裕佑副会長】 ほかのハンディキャブは利用されるのは個人よりは障がい施設の方とかではないんですか。

【雲林隆継障がい福祉課長】 ハンディキャブにつきましては、施設に入所されている方は可能性としてありますけれども、基本的には在宅でどこかに出かけたりという方ですので、障がいのある市民の方なんですけれども、先ほどおっしゃられたように雇用報償金のほうにつきましては事業所の見直しですので、そちらについては今回の制度改正に当たって、昨年度までこの報償金を支給した事業所が対象となりますので、個別に周知はさせていただきました。

それ以外は基本的には利用するのは障がいのある方たちなので、広く広報、ホームページ、その他の方法で周知はした上で、実際に一連の市民参加制度にかかる手続きとかそういったものが終わりました後、個別にまた昨年度中に、関係する事業所ももちろんございますので、そ

ちらについてもやはり個別に通知、案内等を送らせていただいて、これは実際に利用されている方もそうなんですけれども、個別に通知をさせていただいて周知を図ったところです。

【川戸裕佑副会長】 6番に関しては事業者の方にも通知はしているということですか。

【雲林隆継障がい福祉課長】 7番ですか。雇用報償金も個別に周知をさせていただいています。

【川戸裕佑副会長】 わかりました。ただ冒頭でやった説明会では、そちらは主に来られた方は実際の障がいのある方ですか。

【雲林隆継障がい福祉課長】 障がいのある方、またはご家族だと思います。

【出石稔会長】 この書き方は、要は我々というか市民全般がこれを見たときにこの市民参加制度に対してどういう方が関心というか、かかわり合うかというふうに言ったんです。もっと言えば、市民参加は誰でもできるんです。ですから、今やはり幾つか、特に7番は、対象者は障がい者というより、それは事業所です。適切にこのあたりを記載したほうがいいと思うので、今、意見が幾つか出たポイントとして、これはこれで終わりなんだろうけれども、今後また障がい福祉課さんでまた市民参加手続きをすることもあるでしょうから、これは補正してください。調査書の一部追記、先ほどの人数、例えば前の説明会、お出かけ円卓フォーラム、この参加人数についてとか、あるいは出た意見等の抜粋みたいなものを、今回これを補正しておいでください。そうするとこれが残るでしょうから、次回以降、それをまた問題点を入れますので、これではないですよ。また、次回同じことをやってもらいますので。そのようにしてもらいということによろしいですか。

【雲林隆継障がい福祉課長】 はい。

【出石稔会長】 そのほかいかがでしょうか。

では、この7件は市民参加手続きとしては重層な手続きもしていますので、適当とした上で調査書の一部追加だとか資料の追加添付をお願いするということできたいと思います。

では、ありがとうございました。

【雲林隆継障がい福祉課長】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 次はありますか。

【石井聡市民協働部次長】 はい。18番になります。

【出石稔会長】 18、19ですか。

【石井聡市民協働部次長】 18、19です。

【出石稔会長】 文化スポーツ課さん。こちらは別々にですか。市民参加手続きは一緒ですか。

【阿万野充代文化スポーツ課長】 一緒です。

【出石稔会長】 同じ手続きですか。

【阿万野充代文化スポーツ課長】 はい。

【出石稔会長】 一緒にやりましょう。

【阿万野充代文化スポーツ課長】 よろしく申し上げます。文化スポーツ課、阿万野です。よろしくお願ひいたします。

今回、市立体育館の条例改正及び都市公園条例の一部改正を行っております。

まず初めに、市立体育館の一部改正につきましてご説明いたします。

財政対策プログラムにおきまして平成30年4月から市立体育館の休館日を最終月曜日、月1回だったものを毎週月曜日に変更いたしました。この臨時的措置をしていたものを正式に条例改正を行うため市民参加の意見等を求めたものとなっております。市民参加対象事項といたしましては、(6) その他市の執行機関が必要と認める行政活動、としています。対象者は市立体育館の利用者といたしまして、実施の方法はパブリックコメント及び懇話会といたしまして、スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会に諮っております。

それから、パブリックコメントにつきましては、市のホームページ、「広報ずし」、閲覧場所といたしましては公共施設に設置しご意見を求めました。

実施期間といたしましては30年9月4日から10月3日までの1月余り意見を求めたところ、意見につきましてパブリックコメントについては意見は1件もございませんでした。

その結果につきましては市のホームページにおいて周知をさせていただいております。

懇話会につきまして、8月20日月曜日にスポーツを楽しむまち逗子推進懇話会にて内容をご説明し意見を求めております。こちらのほうも特に反対意見はございませんでしたので、済みという形となっております。

同じく次の事業、都市公園条例改正につきましても同様の会をさせていただいているところ です。こちらにつきましても意見、パブリックコメントと懇話会に同日に諮らせていただいております、こちらのほうの意見につきましても、こちらにご意見等はございませんでした。

意見がなかった理由といたしましては、もともと26年までは体育館、または公園は毎週月曜日が休館、休場となっていたことと、30年4月から既に実施しておりましたので、利用者の皆様には周知を、ご理解をいただけていたというところがあります。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

【出石稔会長】 はい。では、この体育館条例と都市公園条例の改正についての審議会、参加手続きです。ご意見等ありましたら。

【吉原和行委員】 懇話会で座長が空欄。

【阿万野充代文化スポーツ課長】 すみません。この資料が8月1日付のときに前座長が退任されておりまして、8月20日の時点で座長が就任したということで、今回求められているのは8月1日現在の資料ということで、すみません。この資料を提出してしまったのです。結果としては、副座長の若菜、社会福祉協議会の会長が座長になり、体育協会の山口勝さんが副座長に8月20日の時点で就任したものです。

【吉原和行委員】 では、16人いたんですか。

【阿万野充代文化スポーツ課長】 15です。座長はすみません。このような資料を出してしまっって申し訳ございません。

【吉原和行委員】 もう既に実施されていたようなんですけれども、一般市民の感覚として、週に1回も休む体育館と公園というのは、休み過ぎだと思うんです。それで、懇話会の人たちからは反対はなかったということですが、それからパブリックコメントもゼロですよ。何か違和感。不満だとかいう意見がないのが僕は個人的には理解できないなと思っているんです。やはり使っている人たち、利用者のもっと意見を集中的に吸い上げるアンケートなんかをやってみて、そうすれば多分不満な人はいると思うんです。そういう意見ももう少し吸い上げたほうが良いのではないですか。ほかの市なんかと比べたら多分突出してサービスが悪いと思います。

【阿万野充代文化スポーツ課長】 他市に比べれば逆行したサービス。

【吉原和行委員】 逆行ですよ。

【阿万野充代文化スポーツ課長】 なるべく休館日を設けないほうに、今動かしている。

【吉原和行委員】 そうですよ。そういう方向に走っていて、直接の利用者に、例えばアンケートを配って皆さんどうですかというようなことを、もっと意見を吸収していかないと、これは事業が、むしろ市民レベルで満足してもらえるような方向に向かっているのではないですか。パブリックコメントを、正直に、僕はこのメンバーになるまで知りませんでした。知らない人は多いと思うんです。そういう意見を出すべきなんだけれども、恥ずかしながら知らない人がやはり多い土地なので。そうすると利用者の意見を積極的に吸い上げることをされたほうが良いのではないですか。

【出石稔会長】 これ、意見を回答に入れている。利用者がかなり決まっているようなところ

については、それこそ今言ったアンケートを実施するとか、あるいは、こういうのというのはまさにパブリックコメントよりも説明会なんだろうな。そういう率直な意見を言いやすい場なんですけれども、そういうのがやはりあってしかるべきなような私は気がします。

【阿万野充代文化スポーツ課長】 30年4月からパブリックコメントが始まる前に、利用団体に、体育協会が指定管理者になっておりますので、体育協会のほうから各利用団体のほうには説明をして、毎週月曜日になると。月曜日に使っていたところについてはほかの曜日にシフトしていただくご理解をいただいたといった段階を踏んでいます。

【吉原和行委員】 僕はテニスをやっているんですけれども、体育協会の人と全然が接点ないし、彼らが利用者を代表しているとはとても思えません。体育協会と話をしているから十分だという感覚は、僕は間違っていると思います。あの人たち変わっているところがあるんです。そういう議論をする場ではないんですけど、やはり実際に日々利用されている方の意見を吸い上げてほしいと思います。

【阿万野充代文化スポーツ課長】 わかりました。改善に努めたいと思います。

【出石稔会長】 あと、これは実は我々も難しいところがあって、審査のときに多分指摘してないんです。これは審査で1回出ていましたから。それはなかなか難しいんです。審査のときにこの場合にはこうやって市民からのアンケートをとるべきであると言えばよかったんですけども、なかなか審査というようなことも多分難しく、実績ではないので。だから逆に言うと、どうしたら良いんですかね。むしろ我々の中の話になるかもしれないんですけども。審査のときに多分言っていれば、もしかしたら市のほうも対応できたかもしれないですが。頑張るって我々でやる審議につぶさに見るしかないんだろうという気がしますけれども。

【石田晴美委員】 今の追加で、懇話会のメンバーなんですけれども、体育協会が2人入っているんです。普通1団体しか入っていない気がするんですけれども、何で2人入っているのかということと市役所の福祉部と教育部も入っていますよね。さっきおっしゃられたように利用者団体というのは別に入っていないので、これも指摘していなかったことかもしれないけれども、懇話会の構成メンバーというのを。

【出石稔会長】 これたぶん難しいんです。私も体育、スポーツ関係をやっているんで、体育協会って傘下の団体の代表が入っているんです、メンバーに。例えば野球だ、サッカーだ、テニスだったりで。

【石田晴美委員】 2人といっても全然違う団体の…。

【出石稔会長】 事務局というのは基本的にはなくて、その所属のスポーツ団体が出てきてい

るんです。それからむしろ個人でやっている方、コートだとかグラウンドを個人でとっている人は別に体育協会だとか傘下の協会に入っていないんです。だから、先ほどあった説明会とかアンケートは、テニスコートだとかグラウンドでやったほうが良いんです、この場合。だから、体育協会を入れるとか、仕様がなのではないのかな。

【石田晴美委員】 それはいいけれども、仕方がないという感じですか。

【阿万野充代文化スポーツ課長】 では、ご説明させていただきますと、上の欄、山口さんというのは体育協会の中で副会長であり競技連盟の会長でもあります。今、先生も言われていたサッカーとかテニスとかいろいろな競技が、さまざまな競技があるんですけれども、その取りまとめた競技連盟の会長。下の松井さんは総合型スポーツクラブ、うみかぜクラブというのがありまして、そちらの事務を行っている方ということです。

【石田晴美委員】 そうすると、やはりこれから懇話会の構成メンバー、ここで言うことではないかもしれないけれども、利用者団体の声を代表して言ってくれるような人が入っていたほうが、その人たちだとちょっとかけ離れちゃっているかもしれないことだから、そういうのも今後、そのためには市民が入っていくことかもしれないですね。でも、市民が必ずスポーツやっていると限らないから。

【阿万野充代文化スポーツ課長】 今回、中に入っている方は皆さんスポーツを实际やられている市民の方になります。

【出石稔会長】 よりよい懇話会構成を考えていくということで。これはこれで。

ほかはどうでしょうか。

【川戸裕佑副会長】 18番のパブリックコメントについての意見募集の文書が、ちょっと日本語が難しいので、簡単な内容なんですけれども、逗子市体育館の休館については毎週最終月曜日から毎週月曜日と。

【出石稔会長】 毎月だよ、これ。毎月最終月曜日から毎週月曜日。

【川戸裕佑副会長】 毎月でよろしいですか、これ。

これがこう変わりましたというふうに書いていただくとわかりやすい文言ですけれども、かわっていても、どこかなみたいな感じ。

【阿万野充代文化スポーツ課長】 すみません。

【川戸裕佑副会長】 今後、19番については書き方が違って文章がわかりやすかったので。わかりやすい文章にさせていただいたほうが、なお良いかな。

【出石稔会長】 というかミスですね、これは。

【阿万野充代文化スポーツ課長】 はい、すみません。大変申し訳ないです。改善いたします。

【吉原和行委員】 これはもう条例化してしまったわけですね。

【阿万野充代文化スポーツ課長】 いえ、これは市議会に提案したところ認められませんでしたので、否決されています。

【吉原和行委員】 それはキャンセルですね。

【出石稔会長】 これはそういえば先週やったときには、このケースについてはどうしたんだっけ。良いのか、だけど実現しなかったということでしたっけ。

【石井聡市民協働部次長】 そうです。

【出石稔会長】 市としては市民参加手続きはやったんだよという。だけれども最終的には議会が否決したという話だね。

【吉原和行委員】 議会は機能したんだ。

【出石稔会長】 では、この2件については適当ですけども、この案件は利用者アンケートなどを実施したほうがよかったというのはつけましようか。

【吉原和行委員】 だから、やはり議会に否決されたんです。

【出石稔会長】 それは言えるかもしれませんが。ありがとうございます。

【阿万野充代文化スポーツ課長】 ありがとうございます

【出石稔会長】 評価はどうしますか。

適当だと言っておいて、条件つきですか。先週もしましたっけ、この案件。

【石田晴美委員】 先週のは、やってと言ってやらなかったから条件をつけたけれども、今回はこちらの指摘が甘かったなので、それは仕方ないかと。

【出石稔会長】 では、そういうことで。

【出石稔会長】 市民協働課の先ほどの案件の続きで良いですか、34番。

【石井聡市民協働部次長】 はい。

【出石稔会長】 はい。では、34。

【石井聡市民協働部次長】 逗子文化プラザ市民交流センター条例の一部改正です。

こちらについても、今直前で議題となった体育館、それから公園の有料施設と同様に、まずは窮余の策として財政対策で時間を短縮していたものを恒久的な措置とするための条例の一部改正。こちらの交流センターについてはパブリックコメントとそれから意向調査として利用者

のアンケートを実施しています。パブリックコメントについては、資料につけてございますけれども意見が1件ありまして、プールの営業時間が短くなってほとんど利用できないというご意見。それから、アンケートについては全体で135件の回答をいただいております。それが市民交流センター。

この市民交流センターの条例の一部改正は、日曜の夜間だけを3時間縮めるというものでしたので、比較的逗子市の場合は日曜日の公共施設の利用は大分少ないだろうというところで、この3時間を財政対策上短縮したというところなんです。この交流センター自体は、もう建設から大体15年がたとうとしているんですけども、開館当初はよその町のこういった市民活動支援施設と同様10時まで営業を当初はしておりました。ただ、逗子で9時以降10時までの利用というのが大分少なかったということがありまして、9時で一応定着をしていたと。ただ9時で定着はしていたけれども、この日曜日については大分利用者も少なかったので18時としたという経過でございます。

以上です。

【出石稔会長】 では、まずこちらの案件はいかがでしょうか。評価案件でありましたね。

何となく微妙なのは、使っている人に対して聞いたら、平成30年と同様の閉館時間でよいというのは理由ではわかった気がするんですけども、来られない人だよ。

【石井聡市民協働部次長】 そうですね。

【出石稔会長】 どうやって聞くのかといったら聞けないから。気になると言えば気になるけれども。

【石井聡市民協働部次長】 その点はまさに議会でも質問があったところで、やはりどうしてもこれはいつも利用されている方のご意見で、ただ、次のコミュニティセンターなんかのご意見にもあるんですけども、自分は使えているけれども本来こういった施設は働いている人も夜まで使えるべきだというご意見もあったことはあったと。この交流センターに限って言えば、日曜を短縮した影響はありますかというのと、やはりどうしても皆さん使っている方なので、少ない時間帯というのはわかるので影響はないという意見が、大分そういう意味では多くなってしまうというところはこのアンケートの性格上、仕方がないかなと思います。

【出石稔会長】 これちなみに議会はどうですか。

【石井聡市民協働部次長】 否決です。

【出石稔会長】 確認したいんですけども、先ほどのもそうですが、否決されたということとは試行として短縮した、そして条例改正で否決されたというのはもとに戻ったんですか。

【石井聡市民協働部次長】 もとには戻っていない。

【出石稔会長】 試行はしているわけだ。

【石井聡市民協働部次長】 試行は試行です。議会の判断としてはそのままが良いと。要は、私も答弁したんですけれども、本来条例にここまで開けなさいと言っているんだからそこまで開けない、法的に不安定な状態を何年も引き延ばすのは不適切なので、一定ここで判断をして短縮しますと。暫定措置はやめますというこちらからの提案に対して、議会からは暫定でよいと、まだ決めるな、なぜなら市長の任期を待つというのが議会の否決の理由です。

【出石稔会長】 要するに機能した訳ですよ。

【石井聡市民協働部次長】 来月任期の末を迎えるあなたが、こんな提案を財政的な責任もあるのに提案するんですかというのが一番主たる議会の反対の理由です。

【出石稔会長】 そうすると、一連のものは再度新市長が判断して、提案する可能性がありますか。そのときは、また市民参加手続きをやるんですか。

【石井聡市民協働部次長】 また案が変わらないとすれば参加手続きは適当ではないかなとは思います。

【出石稔会長】 そこは一旦しっかり考えたほうが良いですね。変わったらやはりいけないんです、当然。変わるようだったら。あと、時間がかかったら、これから仮に1年後とかに現市長が、やはり財政的に厳しいから正式にこの案件はこれで3時間短縮でやりましょうと出てきても、1年たったら事情は変わりますから、それはやはり即、もう今度の9月議会に出すとかだったら良いかもしれないけれども、そこはよくよく考えてください。

【石井聡市民協働部次長】 今のところ参加手続きをとらずに12月に出すという方向です。

【出石稔会長】 同じ内容で。

【石井聡市民協働部次長】 同じ内容で。前回から、1年後にはなるんですけれども、その間に市長が交代して、ただ、財政的な状況は変わっていないというところで考えて。

【出石稔会長】 それちょっと、後でもう一回しっかり議論しましょうか。

【石井聡市民協働部次長】 はい。

【出石稔会長】 ちょっと早目に動きそうなので。

今のすごく大事なところなので、皆さんよろしいですか。今言われているのは、もともと前市長が臨時的措置として開館時間の短縮だとか、休日の拡大をしてきたのを正式に公の施設の管理条例を改正してやろうとしたところ、前市長の任期中に、新しい市長の意向を関係なしにやるのはおかしいということで、かつ、暫定は暫定で続けなさいという理解なのかな、市長で

すよね。それに対して現市長が今の話だと12月ぐらいに同じ形で再度改正しようと考えているようなんです。だとしたときに、市民参加手続きは要るか要らないかというのは、確かに市が判断すれば良いことだけれども、一応我々の意見は聞いてお渡ししたほうがいいんじゃないですか。

【石井聡市民協働部次長】 はい。

【出石稔会長】 最後にやりましょう。では、これ自体はよろしいですね、まずは。

【委員一同】 はい。

【出石稔会長】 では、適当といたします。

【出石稔会長】 続いて35番。

【石井聡市民協働部次長】 35番、逗子市コミュニティセンター条例の改正です。

これも先ほどの一つ前の交流センターと同様に、暫定的に開館時間を短縮していたのを恒久的な措置として条例改正するに当たっての市民参加手続きです。こちらも同様にパブリックコメントとそれから意向調査としてコミュニティセンターの利用者を対象に窓口でアンケートをとりました。アンケートについては211件の回答をいただいております。こちらについては、開館時間を朝9時から夜9時までであったものを夜間の21時、夜9時というのを夜5時、4時間大きく短縮するというものになります。ただ、それについては非常に夜間使っていた団体にとっては影響が大きいので、条例上は5時まで、基本は5時までなんですけれども、夜間できる限り効率的に開くということで、現実には木曜日と金曜日については事前の予約があった場合はそこまで開館をするという措置を続けております。

こちらのアンケートについてですけれども、当然、開館時間短縮後の、要は昼間においでくださる方にアンケートの回答をしていただいておりますので、影響があるかというやはりどうしても影響がないという回答が多くなってきています。ただ、先ほど申し上げたように、通常昼間に仕事を持っている人は、夜間利用がこれでは大きくできなくなるので、そこは夜間も開くべきではないかというご意見は大分多くいただいております。

以上です。

【出石稔会長】 こちらいかがでしょうか。

【石田晴美委員】 これも否決されたわけですか。

【石井聡市民協働部次長】 はい、同様です。

【出石稔会長】 コミセンについて、ちなみに予約というのはどのぐらいが目標であるのです

か。予約しないと利用できないんでしょう。

【石井聡市民協働部次長】 予約して例えば会議室や講堂を使うというので、実際には木、金、金がフルのコマ埋まっているということではなく、1部屋でも予約があれば開館するんですけども、1日まばらな感じなので、今回。

【吉原和行委員】 そうですね、ほとんど講堂。

【石井聡市民協働部次長】 ほとんど1コマか2コマぐらい。

【吉原和行委員】 1部屋ですかね。

【石井聡市民協働部次長】 大分、コミュニティセンターの利用者自体は高齢化していて、夜間わざわざという感じはあるのかなとは思いますが。あと、場所がやはり市内中心部ではなくて、小坪と沼間という、どちらかというとし役所から大きく離れた場所にあるということも一つかなと思います。

【出石稔会長】 それが、交流センターと1時間の違いなんだね。

【石井聡市民協働部次長】 それは、もともとはそうでしたけれども、ただ、実際には5時に閉館するというのは大分、そういう意味では大きな改正かなと。

【出石稔会長】 よろしいでしょうか。

全く余談なんですけど、これは市の職員で運営されていますか。

【石井聡市民協働部次長】 実際のオペレーションは、ほぼ100%非常勤事務嘱託でやっておりまして。

【出石稔会長】 わかりました。次、36番。

【石井聡市民協働部次長】 36番です。逗子市社会参加・市民活動ポイントシステム実施要綱の一部改正ということで、これまで市民活動の活性化のために市民活動のスタッフに対して1枚100円相当のZenという地域通貨のようなポイントを発行しておったんですけども、こちらを財政対策の中で休止をしました。それについて恒久的な措置として廃止するために市民参加の手続きをとったものになります。

こちらについては、パブリックコメントとそれからワークショップとしまして、こちらの説明会を開いた後に同じ場所に残っていただいて、今後市民活動支援施策としてどういったものが逗子市に合致しているのかという意見交換を同じ日にあわせて行いました。パブリックコメントとしてはゼロ件、それから説明会とワークショップについては5名の参加をいただきました。このワークショップ説明会の中では、確かに役に立たないことはないけれども、あればあ

ったにこしたことはないが、なくなってしまったからといって市民活動が全くできないかというわけではないので、また、違った形で市役所の支援、それから市民のほかの活動との連携内でこういった部分はカバーできていくのではないかというのが大きな流れでした。団体によってはやはりこれがすごく痛手になったという団体も1つありました。そういったところから、その団体の方が出席いただいたのかなというふうには思いました。

こちらについては以上です。

【出石稔会長】 はい、ではご意見等ありましたらお願いします。

【石田晴美委員】 説明会、意見会と、それからワークショップというものを違うふうに行っているけれども、実際は同じ日にその後の流れでやっているということ、あと、その市民参加手続きも3つやったように見えるけれども、実際は2つではないですかという気がしました。説明会をやって意見交換会をやって、意見交換しているんですね。それワークショップと一緒にではないですか。

【吉原和行委員】 この事業というのはいつから始まったんですか。

【石井聡市民協働部次長】 これは平成22年に試行したものがスタートだったと思います。

逗子市の市民活動施策というのはほとんど平成22年ぐらいから、平井市長の2期目から始まったものが大分多いんですけども、そのうちのうちの1つです。そのうちのほとんどが今回の財政対策で全て休止なり廃止になっています。

【吉原和行委員】 最初は、たまたま説明会に出たことがあるんです。22年度から26年度の5年間100万円ぐらいの規模ですよ。600万円の規模になって、それで行うという。5年ぐらいで行う事業って、どうなんですか。結構、何と言うか、それで事業目的を達成しつつあるときにやめてしまうんです。

【石井聡市民協働部次長】 事業費、確かに伸びてはいるんですけども、毎年発行している枚数がそれほど伸ばしているわけではなくて、毎年100円を1万枚配るけれどもどうしても換金されないものがあるので、その分が次年度、次年度の引当金的に予算にしているという形です。大分市民の方にも定着して、あちこちで使っていただくようにはなったので、そういう意味では悪い制度ではもちろんなかったとは思いますが、やはりどうしても、市役所全体の予算の中で、先ほどの福祉ではないですけども、そういったところを削らなければいけない中で、こういった元気に市民活動をしてくださる方に対するインセンティブのような形で100万円なり使うというのはどうなんだろうかと、そういうところの優先順位の中での決定かなと思います。

【吉原和行委員】 これは苦言でございます。僕はこういう事業、おかしいと思ったんです。事業として。やはりボランティアでやっているんだから、それにインセンティブをどんどん出していくというというのはそんなに…。

【川戸裕佑副会長】 僕、Zenを何回ももらったことはありますし、青い鳥とかでよく使っていたんですけども、これは確かにもらう側としても嬉しいというのはあるし、インセンティブで渡すというのがどうかという以上に、これを使うことで要は余分にお金を使って経済的に、お金を使うきっかけを与えているわけではないですか。それはすごく効果、意味があるんだなと思っています。100円もらって100円のものを食べようというわけではなくて、400円のを300円で食べられるというんだったら、それはよりお金を使う機会を与えているわけで、それは逗子市内で相当余分にお金を回せるために効果があった事業だと思っています。

【石井聡市民協働部次長】 今のすみません。ボランティアのインセンティブという、言葉が不十分だったんですけども、もう既にボランティアをやられている方に対して配るというよりは、そのボランティア団体がスタッフを増やしたいためのある種のインセンティブなので、もともとやっていらっしゃる方というのはそんな100円の券があろうとなかろうとやってくださるわけですけども、それにスタッフとして最初に加わっていただくとか、あるいは海岸で子ども連れのお客さんに一斉に掃除なんかを手伝ってもらうときのインセンティブ。何にも渡さなくてもやってくださる方というのは、本当に、たくさんいるわけですけども、そうではない形で当初の設計では考えている次第です。

【出石稔会長】 これは結果的に要綱なんだけれども、資料を見ると条例には影響しているんですね。違うな。これは、要は実践、どうなるんですか。これは市の市長の決定権でできるということの良いわけですね。

【石井聡市民協働部次長】 はい、そうです。要綱で、そういう意味では単なる給付事業です。

【出石稔会長】 本来は1つではないのと言ったことについては、そういう見方もできますけれども、とりあえず人数は一緒だけれども、市としては分けてメンバーが変わっても良いという考え方でやったわけですか。

【石井聡市民協働部次長】 はい。それがありましたので、第1部と第2部という形であえて少し変えました。1部は私が話をしたんですけども、2部はあくまでもワークショップなので、市側が何か進行したり発言したりということではなくて、市民交流センターの職員にファシリテーターとして入ってもらって、あくまでも市民活動の活性化のための理論をこのZenの廃止というところを一つきっかけとしてやっていただいてという意味合いでしたので、会議

場所もメンバーも一緒なんですけれども。ただ、2つやったからすごいというふうに思うつもりは全然なくて、この件に関して説明会に来てくださった方にこうだというふうに説明して意見をいただいて、それで終わりというのは足りないのではないかと。むしろそこに、そういう意味では余談になるような部分、この説明会に対しての質問だけではなくて意見のようなところ、あるいは活動の実態みたいなどころを的確に押さえる必要があったと考えましたので、あえて3つ目の参加手法というよりは今後のこの事業のためにはそういうワークショップが必要だろうと考えました。以上です。

【出石稔会長】 あとはこの事業の是非は、ご意向をおふたりのご意見ということにしたいと思いますので。ほかはよろしいでしょうか。では、これは適当ということにいたします。

【出石稔会長】 37番、お願いします。

【石井聡市民協働部次長】 こちらは市民活動支援補助金交付事業の廃止ということで、これも1つ前の市民活動ポイントシステムとあわせて説明会、あとワークショップはやっております。それからパブリックコメントは単独でやっております。それは市民活動団体に対して公募をして補助金を出していたものを取りやめるということです。こちらについては、市民活動団体に対しての補助金というのは従来、それこそ20年、30年前からさまざまな交付をしてきたんですけれども、一旦、平成20年代前半だったと思いますけれども、一旦そういったものをなるべく集約して整理をして、既得権的になっているものをなるべくやめて、公募で2種類のコースを設けて補助金を出していたというものです。5万円というスタートアップの補助金と、これから活動を発展するための20万円を、2つの上限を設けたコースでオープン審査会をやって交付をしていたものです。こちらについても、実際に交付を受けていた団体はその補助金がなくなった後もきちんと活動を続けてくださっていましたので、大分効果は高いものだというふうな評価はしていたんですけれども、やはり全体の予算の優先順位の中で、こちらは廃止するということになりましたので、そちらについての市民参加の手続きを行いました。以上です。

【出石稔会長】 では、こちらについていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【川戸裕佑副会長】 これも否決されたのですか。

【石井聡市民協働部次長】 これは予算案なので、議会にかからずに、もう予算にのせずにやめたということです。

【出石稔会長】 では、市民協働課の評価案件は以上です。

続いて、この報告に戻っていいですか。

【石井聡市民協働部次長】 はい。

【出石稔会長】 では、39番からの、実施していない案件というか、その報告です。
お願いします。

【石井聡市民協働部次長】 39番から、これはずっと同じものが続くんですけども、39番の文化スポーツ課の文化振興基本計画の見直し、それからスポーツ推進計画の見直し、40番の市民協働課ですけども、生涯学習推進プランの改定、共に学び、共に育つ、共育のまち推進プランの改定、それから41番の社会福祉課、地域福祉計画・地域福祉活動計画の見直し、こちらまでは前回もご議論いただいた総合計画が中間的な期間になるので、社会情勢が変化していれば見直さなきゃいけないというところを、この個別計画、それから基幹計画について見直しを行った結果、計画の見直しをしないということに結論としてなりましたので、計画が変わらないので、市民参加手続きをとらなかったというものになります。

ただ、このうち最後の社会福祉課の地域福祉活動計画については、この間に法改正という社会情勢の変化があったので、計画の見直しはせずに、中身は既に法改正の内容を計画上はもう取り込んだものになっていたもので、新しい法律ではこの計画のここが新しい法律の言葉に当たりますよというような言葉の説明は追加しているけれども、計画としては変わっていないという、そういう認識で参加手続きは行わないこととしたものです。

以上が、38番から、それから41番までの説明に当たります。

【出石稔会長】 では、そこまでで何かご質問等がありましたら。

感想になるんですけども、実は横須賀市では、こういう重要な計画などの改定について議論した結果、改定しないという場合もパブリックコメントをかけるんです。それは改定しないという意思決定をしているから。改定しなければいけないという可能性も市民から意見が出る可能性があるんです。今回はたまたま、結果的には改正というか改定になったんですけども、総合計画のほうでは熱中症、異常な高温による対策をとらなければいけないというのを、結果で言えば総合計画審議会から強く意見が出て、それを取り入れたんですけども当初は市は入れなかったんです。入れないとなったときに、それだけ強く審議会から意見があるのに入れないという決定をしたことについて市民意見を問わない、パブリックコメントやらないというのは、これはおかしいと思います。だから、よく不作為の意思決定と言いますよね。不作為、やらないということを経験した結果、やらないんだったら、それは市民に意見を問うべきではないですかというのは思いますので、これは感想ですが、議事録に残してください。

ほかはどうでしょうか。よろしいですか。

次、説明を続けてください。

【石井聡市民協働部次長】 42番、環境都市課の交通整理員設置事業の見直し方針についてというところです。こちらについては、財政対策の中で市内の小学校近辺に交通整理員を配置しておったんですけれども、それを財政対策の中で取りやめる方針を示しました。それに対して交通整理員の設置ではなくて、それ以外の代替措置、例えば市役所の前であれば信号を設置するとか、あるいはほかのところでやっていますけれども、道路形状の一部を改修するとかそういったことを対応として、方針として決めました。そのときにこの交通整理員設置事業の見直し自体が市民参加が必要は手続きかどうかというのを改めて精査した結果として必要ではないんじゃないかという判断をして、こちらに関しては参加手続きをとっていないということになります。実際には交通整理員は、政権交代があったこともあって、全てではないんですけれども、何カ所か復活をして続けているというのが現状です。

【出石稔会長】 たまたま自分の自宅のほうはやっているけれども、やめたところ、まだらなんです。

【石井聡市民協働部次長】 まだらです。整理員という形で市の予算で解決しているところ、それから、地域の方がボランティアで立ってくださっているところという、あるいは完全に信号に切りかわっているところというのは、まだらな対応です。

【出石稔会長】 ここについては、もともとは市民参加条例上の項に当たらないけれども執行機関が必要と認めるもので市民参加をやりようと思ったんだけど、必要ではないと、考え直したということだね。

【石井聡市民協働部次長】 はい。

【出石稔会長】 よろしいでしょうか。

では、次どうぞ。

【石井聡市民協働部次長】 次は、43番の緑政課、市のみどり条例の一部改正、それから、みどり基金条例の一部改正です。こちらについては、基金を休止するという方針が一部市の中にあつたので、その場合には市民参加が必要ということで予定をしておったんですけれども、最終的には現状維持ということになりましたので、変更しなくなったという市の方針決定があつたので、市民参加手続きが行われなかったということになります。

【出石稔会長】 では、よろしいですね。

次、どうぞ。

【石井聡市民協働部次長】 次は、44番の木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱、それから、緊急輸送道路、これも同じように耐震化促進の補助金交付要綱、それから、景観アドバイザーに関する要綱の改正または廃止ということで、こちら3事業、先ほど来出ています財政対策プログラムで休止としたもの、休んだものなので、廃止の可能性、先ほど来出ていたように一旦休止にしておいてそれを恒久的な措置に、廃止という可能性があったので参加の手続きをとる準備をしておりましてけれども、最終的には予算は削減するけれども、制度としてはこの3つ全て継続していくべきというふうに結論が出ましたので、制度の変更には当たらないので市民参加手続きをとらなかつたものになります。

【出石稔会長】 はい、次の章をどうぞ。

【石井聡市民協働部次長】 続いて、資源循環課の2市1町のごみ処理広域化実施計画の策定です。こちらについては、まだ参加手続きができるほどまで計画が、準備が進んでいないということなので、今年度に、令和元年度に先送りされたので市民参加手続きをとらなかつたということです。

それから、その下のリユース食器利用費補助金交付要綱については、こちらも財政対策の中で廃止の可能性があったので、準備をしていたんですけども、最終的にはこの事業は、継続するという判断をしたことから市民参加手続きをとらなかつたものになります。

【出石稔会長】 説明してもらってから質問しましょう。みなさん、良いですか。

では、続けてください。

【石井聡市民協働部次長】 次は、46番以降全て最後までいきます。

46番については、財政対策で一旦仮に開館時間を短縮したんですけども、最終的にこちらについては先ほどの体育館等とは違って、30年中に条例の提案をしませんでした。改めて31年度も、まだ曜日による変更、年度の途中から補正予算に対応しているような状況ですので、条例の一部改正を提案できる状況に、まだ試行中でなっていませんので、市民参加手続きをとっていないということでもあります。

それから、次の47番、社会教育課の、これは都市公園条例の一部改正になっていますけれど

も、都市公園の中に社会教育課が所管する郷土資料館がありまして、こちらについて財政対策で今閉館、入れない状態が続いているんですけども、これの新たな方針がちょっと出ていないので、参加手続き、廃止するもしないも出ていなかったもので、先送りになっていまして、これは31年度中に実施することになりました。なので、30年度中に実施していないので報告案件となったものになります。

それから、次の48番、子育て支援課の特定不妊治療費等助成事業、こちらについては財政対策の期間中は縮小するけれども、その後は復活させるという方針で考えていますので、廃止等には当たらず、市民参加手続きをとっていないもの。それから、ひとり親家庭の福祉手当支給事業についても今のところ財政対策の緊急避難的な時期は過ぎているけれども、その後には廃止ではなくて、改めて制度の構築をし直して、その段階で市民参加手続きをとるということで、現在のところは参加手続きをとっていないものになります。

続いて、49番の重度心身障がい者（児）手当給付事業についても、こちらも財政対策で廃止ということを経験しては出したんですけども、実際にどこまで廃止するか、そこについてはまだ結論が出ていませんので、市民参加手続きをとっていないものになります。

それから、50番の保育課、放課後児童クラブの入所選考基準の策定については、こちらも30年度中に市民参加手続きをとる予定でしたけれども、保護者の連絡会、こちらのほうでまだそれは早いのではないかと、時期的に早いのではないかとのお話になりまして、まだ、検討は継続していますので、市民参加のプロセスにまだ進めていないので報告案件となったものであります。

以上です。

【出石稔会長】 はい、一応全般を通して、ただいまの未実施、これについてご意見とご質問がありましたらお願いしたいと思います。

【川戸裕佑副会長】 48番、調査書1の中に、実施する市民参加の方法を選択しているに対する答えになっていないと思うんですけども、これはどういうことでしょうか。

【石井聡市民協働部次長】 そうですね、確かに。調査書1について、今のお答えにならないかもしれないんですけども、実はこの調査書1をいただいたのも、昨年3月に作業をしているんですけども、市民協働課のかかわり方として、いわゆる事務局として、本当に明らかに間違いがあったものは返しているんですけども、私のほうで、担当者とヒアリングをしてまで詰めていないというのがありました。先週の議論も踏まえて、やはりそこはもう少し丁寧

に前裁きという言葉は悪いですけども、もう少し事前の熟度を上げる必要があるだろうということで、来年度については少し早い時期から2月、3月に合わせて出してもらおうのではなくて、1月ぐらいから少し幅広い期間で、全て私のところで事前の担当のヒアリングをした上で、先ほどの、例えばアンケートの部分なんかはこちら側のアドバイスも含めて、向こうから決裁が出たものをこちらで受け取って、それをそのまま審査会に流すのではなくて、一定、余りやり過ぎてしまうとそれはその問題はありますけれども、少し時間をかけてこの調査書1は、総合計画の部分も含めて、つくる形をとりたいというふうに今考えています。

【出石稔会長】 これも我々がスルーしてしまっているんですけども、なかなか先ほどの話にまた戻ってしまうだけけれども、審査って評価と違ってエビデンスがないんです。当たり前だけれども、予定だから。それでざっと1件5分で見えていって、つぶさに見て、何かを比較するものもないしわからないので、今の石井さんの発言なんだけれども、できれば事務局でフィードバックして適切なものにしてからこちらに出してもらえないのかなと思います。それで私たちも目を皿のようにして見るしかないかなと思っているんですけども。

【石井聡市民協働部次長】 そこでやはり、我々で適正かどうかという判断を当然してはいけないので、例えば先ほどの施設系であれば、これは本来なら審議会なのかな、ほかの手段なんだけれども、例えば利用者に話を聞く必要があると思ったので、これはアンケートにしましたというような。で、適正ですかどうですかというふうに審査会で伺ったほうが、どうしてこの手段を選んだのかというお話ができたほうがより良くなるのかなというふうには思っています。

【出石稔会長】 ぜひ、少なくとも今年度中に、また人事異動がありますので、今の体制で、ぜひやってください。

ほかどうでしょうか。

【吉原和行委員】 今気がついたんですけども、48の総合実施計画の一番上、「誰もが心豊かに子育てできるまち」というスローガンという方針はありますか。

【石井聡市民協働部次長】 柱のタイトルではないかなと思いますけれども、総合計画に…。

「共に生き心豊かに」という第1節の福祉全体のタイトルの1個下の階層になるんです。

【吉原和行委員】 これには入っていませんか。

【石井聡市民協働部次長】 第1章は本当に1節のタイトルしかなくて、その第1節の5章のタイトルなんです。

【出石稔会長】 それもばらばらなんだよね。

【石井聡市民協働部次長】 はい。細かく節まで書いてあるところと、その下まで書いてある

ところと、いろいろとあって。実施計画の書き方が文章で表現されていないで、逗子市の場合は単に目標とそれに対して何をやるかということしか書かれていないので、そういう意味ではすごく抽象的なタイトルだけがここに出てしまう。あるいはもっとぼやぼやなものしかないです。1番の第1節のタイトルを入れても間違いはないんですけども、そうすると福祉だけということになってしまうので。

【吉原和行委員】 ここにあるのかなと思って。ここにはないんですね。

【石井聡市民協働部次長】 そこにはないです。ダイジェストにはないです。

【吉原和行委員】 これは要約版なんですか。

【石井聡市民協働部次長】 はい。

【吉原和行委員】 要約版にもないなら、自分でつくったほうが。

【石井聡市民協働部次長】 こういう構成です。第1節が「共に生きる」という福祉全体のキャッチフレーズ、第5というのが児童福祉分野の誰もが心豊かにというのがキャッチフレーズというかタイトルです。

【川戸裕佑副会長】 45番の回答時の確認なんですけど、まだ計画の完成度が低いとおっしゃっていたのは、どこかは進んでいないとか、そういうことなんですか。

【石井聡市民協働部次長】 やはり2市1町で策定しているものなので、まだそれが進んでいないというふうに聞いていおります。鎌倉と葉山。

【川戸裕佑副会長】 お互いの計画を出し合って話し合う。

【石井聡市民協働部次長】 2市1町の全体の計画なので、特に鎌倉市の部分がなかなかすぐに進んでいっているわけではない。

【川戸裕佑副会長】 これは逗子市としては出すものは出しているという。

【石井聡市民協働部次長】 出すものを出していたとしても、まだそこを、ある種外に出せるものではないです。一部、そこは途中の計画の段階のものが情報公開請求で、市は出さないと欲していたものが勧告が出て、今出ていってしまっている状態にはなっているんですけども。手のうちとかまだ未成熟のものが。ただ、まだ市民参加の段階には来ていないということ。

【川戸裕佑副会長】 もう1件あります。先ほど、もう終わったようなんですけれども、42番の交通整理員についてなんですけれども、これは今回は結果オーライで、信号が建ったり、ボランティアがやっているから、オーケーかなと思うんですけども、もしそうでなかった場合を思うと何か怖い気がしました。もし、たまたまうちも近所がきちんとボランティアもなさっているから良いんですけども、それができなかった場合、これをスルーしたのは後悔してい

ただろうなと思ひまして。

【出石稔会長】 結果オーライ。難しいところですよ。お金、緊急財政対策。何でも切って良いわけではない。

【石井聡市民協働部次長】 そこは我々も先ほどの資料、調査票が出てきて議論する前に、そもそも参加の対象案件なのかどうかという問い合わせみたいなものが庁内から、結構日常的に受けているんですけれども、6号でその他、市の執行機関が必要と認めるといふ形で行うのが良いのか、その幅がちょっと、どこまで広げていいものかということがあるので、それ以外の計画だとか条例だとかというものは、割と細かく丁寧にやるんですけれども、そもそも予算自体というのは、パブコメとかしない、意見募集をしないので、新しく事業として立ち上げるときは何も聞かないというのも、何だか減らすときだけ意見を聞くのかどうかということも、ちょっとそこは非常に日々悩んでいるところではありまして。なので、これだとまさに予算なので、もしも例えば10カ所を5カ所にするときはかけないけれども、ゼロにするときはかけるのか、では、10カ所を15カ所にするときもかけるのかとなると、やはり現実にはそういう予算だけでやっている事業というのは、ほぼ市民参加はしていないのが現状です。

だから、どこまで市民生活に重大な影響を与える制度の導入とまで言うのか、あるいは、市が必要だから、逆に言うと、何でもやっておけというような課長さんというか、担当課もあって、でもそれを余りやることによって、今度は今月のパブリックコメントは20件ありますとか、予算の提案の時期の前にも100件あったりとか、そういう本当に形だけの市民参加になっても、それはそれで形骸化してしまうので、それをどこまでを踏みとどまるべきかというのが、非常にこちらとしては悩んでいるところです。

【吉原和行委員】 個人的には3だと思ふんですけれども。市民生活に重大な影響を与えるのではないですか。

【石井聡市民協働部次長】 影響を与えることに関しては全く同感です。影響を与えるか与えないか、影響を与えるかもしれないので、そこは議論がないんですけれども、重大なということをどの程度でとるかが非常に難しく。それ以外だと役所が予算を1円でも、1,000円でも、1万円でも変えても影響がないことはないので、そうすると何か役所の対応を変えたら…。

【吉原和行委員】 やはり重大というのは、生命とか、生命を毀損しかねないようなそういうこと。直結するなら重大だと思いますよ。

【石井聡市民協働部次長】 当初、この条例をつくったときに重大な影響を与える制度の導入というのは、ごみの分別を変えるとか、そういった市民全体に大きな影響を与えるものを想定

していました。予算は確かに伴わないんだけど、3分別だったのを5分別、10分別に変え
るとか、そういったものを考えています。

【吉原和行委員】 これだけいろいろな事件があちこちで起きているから、やはり感覚として
はごみよりはこちらのほうが重要だと僕は個人的には思いますけれども。

【出石稔会長】 さまざまな制度がありますので。とりあえず今の件は議事録には残してくだ
さい。これ、定期評価のものでは今回ないし、これはそのまま維持されているから次も出てこ
ないんだけど、ひょっとしたら残してもらって、どの部分が重要なのかというのは。ケー
ススタディしていくしかないと思います。

ほかはどうですか。

【石田晴美委員】 それで、そのときに議事録に残した今回の件は問題になると考えるか考え
ないかということまでは議事録には残さないのですか。

【出石稔会長】 これが甘いかどうか。

【石田晴美委員】 ではないといつまでもこういうと現況の判断になってしまうでしょう。

【石井聡市民協働部次長】 これは重大に当たらないものとして事前の審査案件で切ってしま
って大丈夫です。6できていますので。補正に関しては。

【出石稔会長】 我々もスルーでもあるんだけど、1回これはこれで通しているんですけ
れども。だからこれで良いということではないんだけど、ここでそれを判断しますか。

【石田晴美委員】 そうすると結局、6を上げてくださったのは担当課が言ったからなんでし
ょう。そうすると担当課に全部お任せになっちゃうんですね。

【出石稔会長】 出てくると言えば、それはそのときに3ではないのですかという議論は私は
結構出しますよ。

【石田晴美委員】 そうではなくて、担当課が6で上げたから3ではないのというけれども、
6も出さないと全然私たちのところに何も見えないで、もうこれは予算事業だからすうっと流
れて行って、本来は市にちょっと言いたかったのにというのが抜けてしまうということですよ
ね。

【出石稔会長】 それはもう限界ではないですか。

【石田晴美委員】 仕方がないとは言えない。

【出石稔会長】 限界ではないですか。そうしたらそれを先ほど石井さんが言っていたけれど
も、常に変わってくるとなってしまう。

【石井聡市民協働部次長】 逆にそこは、市民参加制度審査会とすれば市民の方から声が沸き

上がって、不服で出してほしい。私が言ってもあれなんだけれども。

【川戸裕佑副会長】 これに関しては一回出していたのを取り下げたということになるのかな。何か知っておく必要があるのではないかなという気がします。

【石田晴美委員】 そうすると、せっかく議事録を残しても6では担当課が上げたら来るけれども上げなかったら関係ないということで、逆に重大な事案について一応ケース・バイ・ケースで積み上げていかななくてはいけないねというときに、では、このケースは重大と言えたのではないのぐらいの議事録を上げていくんですよね。

【出石稔会長】 今の質問は私はそうは思わないから。重大とは思っていません。個々のケースは確かに先ほど説明がありました命にかかわるかかわらないか、でも、そもそも条例をつくったときは決してそうではないから。むしろ私はこれをちゃんと6号で上げてきたことを動かしているくらいだから。だから、ここで結論を出しますかって私が聞いたわけ。個々に上げていったらその人とかその場合によって重大と思う人はいるに決まっているんだから。それを条例という制度の中でどれに当たるのかと決めるときに、今ここでたまたまそうやってきたからそれは重大でしょうということをここで決めるというのは、避けたほうが私は良いと思いますよ。ではないと、ここでこのメンバーで判断してしまうと、メンバーによって判断が変わってしまいますよ。

【石田晴美委員】 メンバーがかかわったら変わるではなくて、それはやはり最初に言った慣例ではないですけども、ここでこれは重大だというふうに考えているということで残していけば良いのではないですか。

【出石稔会長】 皆さん、それでよければそうしましょう。

【石田晴美委員】 重大なというのは、先ほどの条例制定のときにはごみの分別方法だったけれども、実際に運用していったらごみの分別が種類が変わるというのも、もちろん全員にもかわるけれども、例えば子どもたちが通うところという、何ていうんですか、そういうところで重大というか。やはり市民のどういうところが重大に思いますか。

【出石稔会長】 さっき石井さんが言われたけれども、では、全部をやめてしまうといえればそれは重大だよね。例えばボランティアにかえて続けていくことはどうなのかとか、一部ゼロではなくて、信号あるところにも立ってもらっていますけれども、信号にかえることはと説明がありましたよね。では、その場合が、それが重大で、どれが重大ではないという議論になりますか。確かに全廃だったら、私もこれは大分問題だなと思いますよ。

【石田晴美委員】 もともとは見直し方針の後に出てきているから、全廃にするはずだったん

だけでも、いろいろそれは問題だからいろいろなことをしたということなんですよ。

【石井聡市民協働部次長】 そうですね。

【石田晴美委員】 だから、もともとは見直し方針をつけて、基本全廃、全廃と言ってもごく一部の人の全廃よりは、例えばケース・バイ・ケースを積み上げるしかないので、小学校区全部の廃止というのは重大だというふうにすれば、そういうのは重大だなと事例が積み重なっていくんではないでしょうか。人数ではなくて。

【出石稔会長】 どうでしょうね。私はこれとりたくないけれども、とってみますか。多数決になってしまいます。私は少なくとも賛同しません。

【川戸裕佑副会長】 ここでやることは、ここに出てきたら審査すればいいと思うので。だからどれであろうが審査することには変わらないし。

【石田晴美委員】 だから問題なのは、今回は6で上げてくれたから審査の対象になったけれども、これは6で上げなかったら流れてしまっていましたよね。その6を上げるか上げないかの判断は原局なのです。だから、それは言葉は悪いけれども、申請というか、その時々を担当課長の判断に任されてしまうので、それはよろしくないんじゃないですかというのが、私のここに住んではいないけれども意見。だから要は、ではそうしたら6には上げなくても3の重大なところの定義をきちんとしておけば、でも重大は余りにも抽象的な判断なので、それは事例で積み重ねていくしかないです、ケーススタディとして。だから1回ここで、今回6が上がっているけれども、小学校区全部の廃止というのは重大ではないのかという、ここで一応示しておけば、今後全く違うことでも何らか予算事業だけでも小学校区、今までずっとやっていた、何か知らないけれども事業、小学校区全廃は事業だからそれは原局が6であっても、ここは通るんだ、上げなかったら通らないというのは避けられるんじゃないのかな。だから、一つ重大の定義をケース・バイ・ケースだけでも小学校区的全廃は掲げてもいいのではないですかというのが、私の意見。

【出石稔会長】 はい、どうですかね。

牧瀬委員、どうですか。

【牧瀬稔委員】 私は、さっき課長がおっしゃった重大な定義のうちに全体に影響を与えるということがあったので、ここでは3ではないではなく、市民全体ではない気がするので、いわゆる子どもからお年寄り全てですよ。なので、6のままで良いかなと思います。

【出石稔会長】 多分、端的に言われてしまうと2対3なんです。それでやりたくないの、私は。そういうふうな形で。仮に3になって当たらないのであれば恒久的に当たらなくなって

しまいますよ、逆に。

【川戸裕佑副会長】 これは手順としては、毎回これは6か3番という話をする必要はないと思うんですけども、これに関してどうこうという審査をするのはしても良いと思います。ただこれに関しては3か6下かで言うと6でいいのかなという気がします。

【出石稔会長】 石田委員が言ったのは、だとすると6と当局が思わなかったら上がらないと言っているのはよくわかるでしょう。よくわかるけれども、こういうのを、ケーススタディは行政当局はやってもらうけれども、我々がその都度その都度やっていくべきことなのかなという気はします。そこまでやることなのかなという気がする。ただ、一方でやっても良いかもしれない。そういう審議会はあるからね。そうやってケースを積み重ねていって、審査会の提案基準みたいな、あっても良いとは思いますが。今ここでやらずにとなってしまうと、これがまたさらに見直しがある可能性はあるんですか。

【石井聡市民協働部次長】 この分の案件ですか。

【出石稔会長】 今の現状から、やはり全廃という方向に動くこともあり得るんですか。

【石井聡市民協働部次長】 あり得ないです。

【出石稔会長】 だからそのときに、少なくとも3か6かともかくとして出してねというふうに言うておくのではダメでしょうか。

【石井聡市民協働部次長】 良いですか。3は導入が入ってしまっているんで、例えば命にかかわる、例えば最近ブロック塀の設置でやったんだけど、制度の導入及び改廃なので、そういう意味では3を必ずやらないといけなくなってしまうので、6も幅広いし、ただ、判断はもちろん別々なんですけれども、6で判断が積み上がっていけば、6でやった事例はありますよというのは我々が申し上げます。それでもやらないんですかというのは言えると思います。

【石田晴美委員】 今の6に、今後も同じようなことであつたらこの審議会は6だと思う。6で上げてね、この件で。

【川戸裕佑副会長】 それに関して理由は下から3番目の項目で、ここをちゃんと書けば良いと思います。市民参加の方法を選択した理由とか。

【出石稔会長】 あとはここから類推してもらって、6、あるいは3になってくるケースも当然あるんだろうと思いますけれども、今のところでは6のケーススタディですかね。中途半端なまとめ方で、もし異論があればあれですけども、よろしいですか。

では、そんな方向で議事録に残すとともに今後、この案件は今の話ですし、類似の案件が出てくるような、市内で全廃するようなものが出てくるときは、執行機関の判断になるでしょう

かね。

【委員一同】 はい。

【出石稔会長】 では、その辺でお願いします。

ほかいかがでしょうか。

【出石稔会長】 では、よければとりあえず、今日は評価案件だけでしたが、評価案件、それから審査案件2日間で終わりました。それから、最後は結構大事な議論だったと思いますので、議論できてよかったと思いますので、特に6、3のところを踏まえた、あと平成30年度は実施しなかったものについての評価協議ができたと思います。

最後に、先ほどやりましたとおりで、のっけからすると、緊急財政対策で平井前市長が最終的に取りやめていたものに対して、正式に条例にかかわる、条例改正をする、そのための市民参加を行った、その結果を受けて条例改正を昨年度からしたんだけど、議会が否決をした。それに対して新市長が同じ内容で12月議会に出す場合については、再度のパブリックコメントだとか、審議会だとか、説明会等は、そこまでは必要ないだろうという考え方、これいかがでしょうか。

12月、新市長が検討して結果的には尊重したということだと思うんです。前市長の対応、市民参加の結果を踏まえた場合。それより先に持って行って1年以上、市長自身が1年経過しますので。経過した場合には市民参加が必要になる場合があるということですかね。

【石田晴美委員】 過去にやったのは、平成30年度で、31年度の予算というのは、令和の予算というのは、予算が違うではないですか、財政状況も違うだろうし、それなのに、やはりパブリックコメントは必要だと思います。市民参加。財政状況が変わりました。今までは緊急だったんですね。足りない、足りないと言っていたんだけど、今度は新市長になったということだけではなくて、予算も変わったのですよね。決算が出て、決算が出る前だったんですね、このパブリックコメントやっていたのって。

【石井聡市民協働部次長】 前の年の決算。

【石田晴美委員】 そうです。だってこの平成30年度の決算はこれから出てきますから、だから、財政年度がかわったけれども、もう市民参加手続きはやったからいいよねと言って良いかどうか私はよくわからない。

【出石稔会長】 変えるのではなくて、暫定を維持するというだけ。お金は実は変わらないんです。財政状況はとにかく変わっていきますから、これは常に変わっていくわけだから、そう

いう意味では財政状況は変わるから市民参加やったときから1年たって、もしかしたらもっと財政状況は好転しているのではないかと。だから当然可決するべきだろうとか、いや、財政状況変わっていないではないかと、やはりこれは否決とかというふうに議会は考えるかもしれないわけけれども、そういう意味ではやったほうがいいのかもわからないけれども、財政事情が変わっていれば。予算のことは…。

【石田晴美委員】 予算のほうもそれはつくっていったって変わらないけれども、だからそこはどうなのかな。

【出石稔会長】 近いかどうかですよ、12月が。というのは、またそれで結果的に言えば間接的にお金がかかるわけですよ。

【石田晴美委員】 そうですね。

【出石稔会長】 それと関係がある。市当局としては、それは参加はいらないだろうという判断でしょう。

【石田晴美委員】 先ほどのだと結局、否決されてしまったんですけどもと言った案件の中に、本当はもう少し利用者の声を聞くべきだったのではないのか。聞かなかったけれども通っていたものがありましたよね。今回やったんだけどそのときに一応私たちとしてはもうちょっと利用者の声を聞くべきだったのではないのと。緊縮で暫定的に短くしてしまった中でアンケートを幾らとって、来ている人というのは来られなかった人の意見を拾い上げていることにはならなかったよねという意見がある中で、でも否決されてしまいましたと言ったのであれば、では、もう少し幅広い意見を聞いた市民参加の手続きをやっても良いのではなのという気はしなくはないです。

【川戸裕佑副会長】 暫定であることに問題はないですよ。

【出石稔会長】 いや、本当は問題あるんです。だって条例と違うわけだから。だったら条例を決めた後に仮に景気がすごく良くなったとしたら、また、暫定で長くしましたということになるんですか。

【石井聡市民協働部次長】 それは長くする分には施設で割とできるんですけども、指定管理者の判断で。要はやはり条例に書くということは市民の使っていただく権利なので、今は権利が侵害されている状態なんです、大げさに言えば。なのでこちらとしたら、ある程度の財政状況が見えてきて、もとに戻すのは難しいと判断した時点で条例を現実に合わせてということで、昨年12月に提案したつもりなんです。何で12月提案かという、翌年度からその制度を確定させるには予算の提案時期よりも前に、9時から5時ならそれで予算を組まなければいけ

ないので、2月に予算額を議会に上げるために、1つ前の12月の議会で提案したというのがこちらの言い分です。ただ、それがちょうど市長選挙のときと合っていた。

【川戸裕佑副会長】 それで言うと市議会で否決された理由が何かタイミング云々なんていう、もう少し市議会に言えないのかな。反論するあれがいつもないので、こちらも考えると言いたいんだよね。

【出石稔会長】 若干、気になるのは、今から再度市民参加の手続きをやると12月には無理です。今もう8月ですし、そうすると、今の話で3月の議会に予算と同時に出すというのは確かに厳しいと思うのです。ずっとタイミング的に難しいというのがあります。あとはもう一つ、我々がこうしなさいという権利はないから、もう一つ言えるとしたら、先ほど石田委員からあったように補充するかです。パブリックコメントとか審議会とかはもうやってきているけれども、一方で、では直接アンケートをとってきたほうが良かったのではないかとか、あるいは、なかなか難しいけれども利用できなかった6時以降を本当は使いたいと思っていた人から声を聞く会なんかを簡単につくってみるとか、補充ぐらいだったらどうでしょう。全部やり直すとか何か万全ではない。そのぐらいの意見は出してもいいかなという気がするんですけども。できればという話。

【石田晴美委員】 できなかったらもういいです。

【出石稔会長】 そのぐらいの意見を出すというのは良いのではないのでしょうか。どうですか。

【石井聡市民協働部次長】 そこは今回の評価案件とも密接につながっている部分だと思えます。

【出石稔会長】 委員の皆さんにお伺いします。今の話もう一回整理すると、やはり予算、大分動いていますから、今回暫定措置を恒久的措置に変えるための条例改正は12月議会ではないと間に合わない。そのために市民参加手続きをすることについては時間的には難しいと。だから、前回出した改正条例と同じ内容で出す場合についてはそれはやむを得ないだろうと。ただし、この市民参加制度審査会に出てきたもう少し意見をこういうところでとったほうがよかったのではないかという意見が出たものについては、その部分を何かできないか検討していただけないか、こんな感じでどうでしょうか。

【委員一同】 はい。

【出石稔会長】 よろしいですか。では、そんな感じで。

【石井聡市民協働部次長】 その部分を答申の内容のところにご意見として伺ったということで整理をいたします。

【出石稔会長】 では、そういう形で。

【石井聡市民協働部次長】 今日は評価表を出していただいて、答申の案をつくれますので、
また改めて確認をお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —